

奈良県議会個人情報保護条例の解釈運用基準

(令和5年3月31日制定)

目 次

第1章 総 則		
第 1 条 目 的		1
第 2 条 定 義		2
第 3 条 議会の責務		11
第2章 個人情報の取扱い		
第 4 条 個人情報の保有の制限		12
第 5 条 利用目的の明示		14
第 6 条 不適正な利用の禁止		16
第 7 条 適正な取得		17
第 8 条 正確性の確保		18
第 9 条 安全管理措置		19
第10条 従事者の義務		21
第11条 漏えい等の通知		22
第12条 利用及び提供の制限		23
第13条 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求		29
第14条 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求		30
第15条 仮名加工情報の取扱いに係る義務		31
第16条 匿名加工情報の取扱いに係る義務		33
第3章 個人情報ファイル等		
第17条 個人情報ファイル簿の作成及び公表		34
第18条 個人情報取扱事務登録簿の登録及び閲覧		37
第4章 開示、訂正及び利用停止		
第1節 開示		
第19条 開示請求権		42
第20条 開示請求の手続		45
第21条 保有個人情報の開示義務		48
第22条 部分開示		57
第23条 裁量的開示		59
第24条 保有個人情報の存否に関する情報		60
第25条 開示請求に対する措置		61
第26条 開示決定等の期限		63
第27条 開示決定等の期限の特例		65
第28条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等		67
第29条 開示の実施		70
第30条 他の法令による開示の実施との調整		73
第31条 開示請求に係る費用負担		74

第2節	訂正	
第32条	訂正請求権	75
第33条	訂正請求の手続	78
第34条	保有個人情報の訂正義務	80
第35条	訂正請求に対する措置	81
第36条	訂正決定等の期限	82
第37条	訂正決定等の期限の特例	84
第38条	個人情報の提供先への通知	85
第3節	利用停止	
第39条	利用停止請求権	86
第40条	利用停止請求の手続	88
第41条	保有個人情報の利用停止義務	90
第42条	利用停止請求に対する措置	91
第43条	利用停止決定等の期限	93
第44条	利用停止決定等の期限の特例	95
第4節	審査請求	
第45条	審理員による審理手続に関する規定の適用除外	96
第46条	審議会への諮問	97
第47条	奈良県個人情報保護審議会の調査権限	101
第48条	意見の陳述	103
第49条	意見書等の提出	105
第50条	提出資料の閲覧等	106
第51条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等	107
第52条	答申の尊重義務	108
第5章	雑則	
第53条	適用除外	109
第54条	開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等	111
第55条	個人情報等の取扱いに関する苦情処理	112
第56条	施行の状況の公表	113
第57条	委任	114
第6章	罰則	
第58条		115
第59条		117
第60条		118
第61条		120
附則		121

第1章 総則

第1条 (目的)

第1条 この条例は、奈良県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いについての基本的な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営をはかりつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

本条は、奈良県議会個人情報保護条例（以下「条例」という。）の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解釈・運用】

1 「個人情報の取扱いについての基本的な事項」とは、議会が取り扱う個人情報の保護については、保有の制限、利用及び提供の制限、適正管理、開示・訂正・利用停止請求権など個人情報保護制度の根幹に係る事項をいう。

2 「議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにする」とは、議会が保有する個人情報について、自己の個人情報の開示を請求する権利、開示された自己の個人情報の内容が事実でないと思料するときに訂正を請求する権利、及び開示された自己の個人情報が不適法に保有、利用又は提供されていると思料するときに利用停止を請求する権利を創設することをいう。

したがって、議会は、条例で定める要件を満たした個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対しては、当該個人情報の開示、訂正及び利用停止に応じなければならない条例上の義務を負うものである。

また、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を創設したことにより、議会の決定に対しては、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく救済の道が開かれることとなる。

3 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある、又は個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある個人の権利利益一般をいう。

なお、いわゆるプライバシーといわれているものには多種多様な権利利益が含まれ、個人情報の取扱いに直接関係しないものも多く存在するが（例えば、のぞき見されない、静穏な生活を侵されないなど）、これらについては、別途の制度（民法上の不法行為等）の問題である。

第2条（定義）

- 第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が別に定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、奈良県情報公開条例（平成13年奈良県条例第38号）第2条第2項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記載されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除

すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

【趣 旨】

本条は、この条例における基本的な用語を定義したものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、この条例の対象となる「個人情報」の範囲を定めたものである。
- 2 「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日はもとより、次のような個人に関する一切の情報をいう。

- (1) 思想、信条、信教等個人の内心に関する情報
 - (2) 職業、資格、学歴等個人の経歴又は社会的活動に関する情報
 - (3) 収入、資産等個人の財産の状況に関する情報
 - (4) 健康状態、病歴等個人の心身の状況に関する情報
 - (5) 家族関係、生活記録等個人の家庭の状況に関する情報
- 3 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（ア）
- (1) 「文書、図画」とは、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。
 - (2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいい、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。
なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。
 - (3) 「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」には、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合も含み、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別することができる場合も含まれる。
 - (4) 個人識別符号については、本項第2号に規定されているため「その他の記述等」から除かれている。
 - (5) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができるものをいう。
 - (6) 「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、他の情報と結び付けることにより、間接的に特定の個人を識別することができることとなるものをいう。
照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はない。

- 4 個人識別符号が含まれるもの（第2号）
- (1) 個人識別符号が含まれる情報は、それ単独で特定の個人を識別することができるものとして位置づけられ、他の情報との照合により特定の個人を識別することができるかの判断を要することなく、個人情報に該当する。
 - (2) 個人識別符号に該当せず、それ単独では特定の個人を識別することができない文字、番号、記号その他の符号であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は、前号の規定により個人情報に該当する。
- 5 この条例は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、この条例における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限ったものである。
- ただし、死者の個人情報の取扱いによって、遺族等生存する個人の権利利益が侵害されることのないよう、適切な取扱いを図る必要がある。

第2項関係

- 1 本項は、この条例の対象となる「個人情報」の全部又は一部を構成する「個人識別符号」の定義を定めたものである。
- 2 「特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの」（ア）
 - (1) 本項（ア）は、特定の個人の身体の一部の特徴を、個人情報の本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、個人情報の本人を認証することができるようにしたものを個人識別符号として定めたものである。
 - (2) 本項（ア）に該当する情報は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の規定の例に準じて、奈良県議会個人情報保護条例施行規程（令和5年3月奈良県議会規程第1号。以下「施行規程」という。）第3条第1号において限定的に列挙されている。具体的には、①DNA、②顔、③虹彩、④声紋、⑤歩行の態様、⑥手指の静脈、⑦指紋・掌紋に係るものが定められている。
- 3 「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの」（イ）

- (1) 本項（イ）は、特定の個人を識別することができる公的な番号等を個人識別符号として定めたものである。
- (2) 本項（イ）に該当する情報は、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行規則の規定の例に準じて、施行規程第3条第2号から第17号までにおいて限定的に列挙されている。具体的には、①旅券番号、②基礎年金番号、③運転免許証番号、④住民票コード、⑤個人番号、⑥国民健康保険の被保険者証の記号、番号、保険者番号等が定められている。

第3項関係

- 1 本項は、第1項で定義される個人情報のうち、慎重な取扱いを要する「要配慮個人情報」の定義を定めたものである。
- 2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、個人情報の本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を「要配慮個人情報」として類型化しており、本条例においても法と共通の定義を置く。
- 3 「議長が別に定める記述等」については、個人情報の保護に関する法律施行令及び個人情報の保護に関する法律施行規則の規定の例に準じて、施行規程第4条において限定的に列挙されている。具体的には、①身体障害・知的障害・精神障害等があること、②健康診断その他の検査の結果、③保健指導、診療・調剤情報、④本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと、⑤本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたことが定められている。

第4項関係

- 1 本項は、議会が保有する「保有個人情報」の定義を定めたものである。
- 2 「議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。「職務上」とは、職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。
「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽の

ための研究資料、備忘録等)、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるものなどは、組織的に用いるものには該当しない。

「議会が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している(当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している)状態をいう。したがって、例えば、議会が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る。また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

- 3 「行政文書」とは、奈良県情報公開条例(平成13年奈良県条例第38号)第2条第2項に規定する行政文書に記録されているものに限られる。

第5項関係

- 1 本項は、「個人情報ファイル」の定義を定めたものである。

- 2 「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、①一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(電子計算機処理に係る個人情報ファイル)又は②一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの(マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイル)をいう。

- (1) 本号は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する議会の所掌事務又は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。

「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

- (2) 本号は、マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする特定の個人の情報が直ちに検索することができるもの、例えば、人名が容易に検索するこ

とができるように五十音順に配列されているもの（名簿等）が想定される。

第6項関係

- 1 本項は、この条例に規定する開示請求、訂正請求及び利用停止請求等における「個人情報の本人」の定義を定めたものである。

第7項関係

- 1 本項は、この条例に規定する「仮名加工情報」の定義を定めたものである。
- 2 「仮名加工情報」とは、個人情報を、条例に規定する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 本号の場合、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること。
 - (2) 本号の場合、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（この措置を講じた上で、まだなお条例第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。
- 3 「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。
- 4 「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」とは、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。

第8項関係

- 1 本項は、この条例に規定する「匿名加工情報」の定義を定めたものである。
- 2 「匿名加工情報」とは、個人情報を個人情報の区分に応じて次の(1)及び(2)に記載する措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいう。
 - (1) 本号の場合、特定の個人を識別することができなくなるように当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等の一部を削除すること。
 - (2) 本号の場合、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を特定の個人を識別することができなくなるように削除すること（この措置を講じた上で、まだなお条例第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。）。

- 3 「削除すること」には、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。「復元することのできる規則性を有しない方法」とは置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。

「特定の個人を識別することができる」とは、情報単体又は複数の情報を組み合わせて保存されているものから社会通念上そのように判断できるものをいい、一般人の判断力又は理解力をもって生存する具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるかどうかによるものである。匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を議会が通常の方法により特定することができないような状態にすることを求めるものである。

「当該個人情報復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、匿名加工情報から匿名加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。

第9項関係

- 1 本項は、この条例に規定する「個人関連情報」の定義を定めたものである。
- 2 「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 3 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。また、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報にも該当しない。

第10項関係

- 1 本項は、第1項で定義される個人情報のうち、目的外利用等について例外的な扱いをすることが必要となる「特定個人情報」の定義を定めたものである。
- 2 「特定個人情報」は、番号利用法第2条第8項で定義されており、本条例においてもこれを引用する。同項によると、「特定個人情報」とは、「個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。」と規定されている。

第 1 1 項関係

- 1 本項は、前項で定義される特定個人情報のうち、第 4 項の対象となる「保有特定個人情報」の定義を定めたものである。

第 1 2 項関係

- 1 本項は、「独立行政法人等」の範囲を定めたものである。

第 1 3 項関係

- 1 本項は、「地方独立行政法人」の範囲を定めたものである。

第3条（議会の責務）

第3条 議会は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

【趣 旨】

本条は、この条例の目的を達成するために、議会が個人情報の適正な取扱いに関し必要な措置を講ずべき一般的な責務を定めたものである。

【解釈・運用】

「必要な措置」とは、この条例において定める具体的な保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直しや改善のほか、職員の研修、啓発等個人情報の保護に関し必要な措置をいう。

第2章 個人情報の取扱い

第4条（個人情報の保有の制限）

- 第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
- 2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

【趣旨】

本条は、必要以上の個人情報を保有したり、利用目的以外に個人情報を保有することのないよう、議会が個人情報を保有するときの制限について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、条例を含む法令で議会が行うことができるとされている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができることを定めたものである。また、以上に加えて、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならないことを定めたものである。

第2項関係

- 1 本項は、利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもあるため、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないことと定めたものである。

第3項関係

- 1 本項は、いったん特定された利用目的が無限定に変更されることになれば、利用目的を特定した実質的意味は失われることから、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることと定めたものである。
- 2 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨

であり、議会の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

第5条（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

【趣旨】

本条は、必要以上の個人情報を取得することのないよう、議会が個人情報を利用する目的を明示することについて定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「本人から直接書面（電子的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」について、条例が定める個人情報の取扱い等に係る規律は行政文書等に記録されていることを前提とする保有個人情報に対して課せられているところであり、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載等することで提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の議会における事務や事業の運営の基礎資料として利用されることになることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。「電磁的記録を含む」こととしたのは、デジタル化の進展に伴い、オンラインによる申請等も一般化しつつあることから、このような方法を介して取得する場合も含む趣旨である。
- 2 「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について、利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要となる。
- 3 利用目的を明示することにより他の権利利益を損なうおそれがある場合等、利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合や、利用目的が明らかである場合にまで、一律にあらかじめ利用目的を明示することは合理的でないため、第1号から第4号までは、適用除外について定めたものである。

第1号関係

- 1 本号は、個人の生命、身体又は財産を保護するために個人情報の収集が必要な場合であって、本人から取得する時間的な余裕がなく、本人以外から取得することにやむを得ない理由があるときにまで、本人から取得するという原則を貫くことは、かえって個人の生命、身体又は財産を保護するという目的が達成できなくなるため、適用を除外したものである。
- 2 「緊急に必要があるとき」とは、火災、地震等の災害や犯罪、不慮の事故等による個人の生命、身体又は財産への危難を避けるため若しくは除去するため、本人から個人情報を取得する時間的な余裕がなく、他に適当な取得方法がない場合をいう。

第2号関係

- 1 本号では、利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

第3号関係

- 1 本号では、「国の機関」には、行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（（本人から書面により取得する際の利用目的の明示）において「国の機関等」という。）の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

国の機関等が行う事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判断せざるを得ないが、例えば、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡、証拠隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等はこれに該当すると考えられる。

第4号関係

- 1 本号では、個人情報取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。

例えば、特定の申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を議会に提出する場合であって、議会が当該申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

第6条（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

【趣 旨】

本条は、個人情報の適正な取扱いに対する県民等の信頼確保の観点から、議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないことについて定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「違法又は不当な行為」とは、条例その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、条例その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。
- 2 「おそれ」の有無は、議会による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。
- 3 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

第7条（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

【趣 旨】

本条は、不適正な方法で個人情報を取得することのないよう、議会が個人情報を適正に取得することについて定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。
- 2 不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

第8条（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう議会は、努めなければならないことについて定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 個人情報とは、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要な個人情報とは、条例第4条第2項で保有を制限されており、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することに努めなければならない。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲」とは、個人情報取扱事務の目的及び根拠となる法令等の趣旨、内容等から判断して必要とされる範囲をいう。

第9条（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

【趣 旨】

本条は、議会が保有する個人情報の管理が適正に行われなかった場合には、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、議会が取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる義務を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、議会が、その保有する個人情報について、安全確保の措置を講ずることを定めたものである。
- 2 「保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置」とは、具体的には次のようなことが考えられる。
 - (1) 管理組織及び管理規程等の整備や担当職員の研修等の管理的な保護措置
 - (2) パスワードの設定等電子計算機処理に伴うアクセスの制限やデータの暗号化等の技術的な保護措置
 - (3) 電子計算機処理施設・設備の整備等の物理的な保護措置

第2項関係

- 1 本項は、議会から、個人情報の取扱いの委託（再委託先を含む。）を受けた者が当該業務を行う場合には、議会と同様の安全管理措置を講じなければならないことを定めたものである。
- 2 「委託」とは、議会が行う業務の全部又は一部を議会以外のものに依頼することをいう。
- 3 「個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）」とは、委託に伴って受託者（再委託先を含む。）が個人情報を取り扱うこととなる場合をいい、議会が保有する個人情報を受託者に引き渡してその処理を行わせる場合のほか、議会は個人情報を引き渡さないが、受託者において個人情報を取り扱うことがあり得る場合、又は受託者の事務の執行に当たって個人情報を取り扱うことがあり得る場合も含まれる。

具体例としては、電算入力データのパンチ委託やアンケート調査事務の委託のほか、印刷、筆耕、翻訳、文書の廃棄等の委託や公金の徴収・収納等の委託などがある。
- 4 個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先との契約において安全管理措置のために必要な条項（委託先における情報管理に関する条項、再委託先の選定に関する条項、委託先に対する監査に関する条項等（奈良県個人情報取扱事務委託基準参照））を盛り込んだ上で、定期的な監査を行う等、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うことが考えられる。

- 5 議会は、受託者が委託契約に規定した措置の内容に違反していると認めるときは、当該措置の内容を遵守させるよう必要な指示を行うとともに、場合によっては、当該委託契約を解除する等の措置を講ずることが必要である。

第10条（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の取扱いに従事する議会の職員若しくは職員であった者、条例第9条第2項に定める受託業務の従事者若しくは従事していた者、又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは派遣労働者であった者が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 次の者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
 - (1) 個人情報の取扱いに従事する議会の職員又は職員であった者
 - (2) 条例第9条第2項に定める委託業務に従事している者又は従事していた者
 - (3) 議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）又は従事していた派遣労働者
- 2 「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。また、「不当な目的に利用」とは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。
- 3 個人情報の不適正な取扱いをした受託事務の従事者等については、条例第58条及び第59条に規定する罰則が適用されることがある。

第 11 条（漏えい等の通知）

第 11 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして別に定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第 21 条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして施行規程で定めるものが生じたときは、施行規程で定めるところにより、当該事態が生じた旨を、原則として本人に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 保有個人情報の「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。
例えば、保有個人情報が記載された書類を第三者に誤送付した場合が考えられる。
ただし、保有個人情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、議会が自らの意図に基づき保有個人情報を第三者に提供する場合は、漏えいに該当しない。
- 2 保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。
例えば、保有個人情報が記録された帳票等を誤って廃棄した場合が考えられる。
ただし、上記の帳簿等を廃棄した場合であっても、その内容と同じ情報が議会において他に保管されている場合は、滅失に該当しない。また、議会が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。
- 3 保有個人情報の「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。
例えば、保有個人情報の内容が改ざんされた場合が考えられる。
ただし、保有個人情報の内容が改ざんされた場合であっても、その内容と同じ情報が議会において他に保管されている場合は毀損に該当しない。
- 4 「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。
- 5 「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」とは、施行規程第 5 条各号に該当するものである。
- 6 「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」が生じた場合には、本人に対し、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、事態の概要、保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知しなければならない。
ただし、①本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき、又は②当該保有個人情報に条例第 21 条各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれるときは、通知を要しない。

第12条（利用及び提供の制限）

- 第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する

第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

【趣 旨】

本条は、個人情報適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれがあることから、議会が個人情報を利用し、又は提供するときの制限について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、議会は、保有している個人情報について、利用目的以外に利用又は提供（以下「目的外の利用・提供」という。）をしてはならないことを原則とするとともに、例外的に目的外の利用・提供をすることができる場合を定めたものである。

個人情報の目的外の利用・提供が行われると、利用する際の状況への配慮がなされな

くなるおそれや、また、部分的な情報の利用などにより、個人に対する誤った認識が持たれるおそれがあり、本人が不安を感ずることも考えられることから、目的外の利用・提供の禁止を原則とするものである。

2 保有特定個人情報については、目的外の利用・提供を保有特定個人情報以外の保有個人情報より厳格に制限する必要がある。このため、本条第2項(2)から(4)及び条例第30条の保有個人情報から保有特定個人情報を除外し、本条第5項において、別途定めている。

3 「利用目的以外の目的」とは、個人情報を取得するときに明確にした利用目的以外の目的をいう。

なお、個人情報取扱事務を遂行していく上で当然に付随する個人情報の取扱い（例えば、当該事務に係る支出のために出納局に手続を依頼する。許認可事務等において関係各課と協議等を行う。など）については、利用目的の範囲内に含まれる。

4 「利用」とは、個人情報を保有する議会の内部において当該保有個人情報を使用することをいう。

5 「提供」とは、個人情報を保有する議会が議会以外のものに当該個人情報を渡すことをいう。例えば、議会において保有している個人情報を教育委員会等の他の県の機関に渡す場合や、国、市町村、民間団体に渡す場合、刊行物等により不特定多数のものに対し公表する場合などが該当する。

第2項関係

第1号関係

1 本号は、本人の同意を得て個人情報の利用目的外の利用・提供をするときや本人に提供するときは、本人の権利利益を侵害することはないと考えられることから、利用目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。

2 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」には、個人情報の利用目的外の利用・提供をすることについて文書又は口頭により本人の同意がある場合のほか、事務の流れその他客観的事実から判断して本人の同意があると認められる場合も含まれる。

したがって、申請書やその記入要領等にあらかじめ使用目的、提供先等が記載されている場合などは、本人の反対の意思表示がない限り、本号に該当するものとして取り扱うこととなる。

なお、本人の同意が使用目的、提供先等を限定した上でなされたときは、その限定された範囲内で目的外の利用・提供が認められることとなる。

「本人の同意があるとき」には、議会が本人の同意を得る場合はもとより、本人の

同意が明確である限り、利用又は提供先が本人の同意を得た場合も含まれる。

- 3 「本人に提供するとき」には、本人の求めに応じて提供する場合のほか、本人の意思にかかわらず、議会が本人に提供する場合も含まれる。

第2号関係

- 1 本号は、個人情報の利用目的外の利用・提供について法令等の規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要から、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。

- 2 「法令」とは、第4条第1項に規定する「法令（条例を含む。）」と同義である。

- 3 「法令の規定に基づき」には、法令等の規定が明らかに個人情報の利用目的外の利用・提供をすることができるように定めている場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から判断して個人情報の利用目的外の利用・提供をすることができる場合も含まれる。

ただし、法令等の趣旨及び目的から判断して個人情報の利用目的外の利用・提供をすることができる場合にあつては、本条第2項に照らし、個人の権利利益を不当に侵害することにならないか、慎重に判断して行う必要がある。

- 4 本号に該当することとなる例としては、刑事訴訟法第197条第2項、地方税法第20条の11、弁護士法第23条の2等の規定に基づく照会等に対して、個人情報を提供する場合が考えられるが、保有個人情報の利用目的外の提供に当たっては、当該法令等の趣旨、保有個人情報を使用する目的、目的達成のための必要性、個人の権利利益の侵害の程度などを総合的かつ個別具体的に判断し、対応することとなる。

- 5 奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づく開示請求があつた場合に、個人情報が開示を請求したものに開示されるときがあるが、この場合も、本号に該当することになり、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外の一つと考えることができる。

第3号関係

- 1 本号は、議会が行う事務には、個人の負担軽減や行政サービスの向上などを図る観点から、議会内で利用したり、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は議会以外の県の機関若しくは地方独立行政法人に提供することが不可欠な場合が多いことから、事務に必要な限度で使用し、かつ使用することについて相当な理由があると認められるときに限るという一定の制限のもと、目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。

- 2 「相当な理由がある」ときとは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。「相当な理由がある」かどうかについては、個人情報の内容や当該個人情報の使用目的等を勘案して、議会が個別具体的に判断することが必要である。

第4号関係

- 1 本号は、第1号から第3号までに該当しない場合であっても、専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合や、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などにおいて、利用目的外の利用・提供の禁止の原則の例外とするものである。
- 2 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来議会において厳格に管理すべき個人情報について、議会以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であることに注意すること。

第3項関係

- 1 本項は、条例第12条第2項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではないことを定めたものである。
- 2 本項でいう「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。

第4項関係

- 1 本項は、議会の内部における保有個人情報の利用について、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、議会の内部における利用目的以外の目的のための利用を特定の課若しくは職員に限るものとすることを定めたものである。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等）により、それが利用目的以外の目的のために利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいために、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。

第5項関係

- 1 本項は、保有特定個人情報について、目的外の利用・提供を保有特定個人情報以外の保有個人情報より厳格に制限する必要があるため、第2項第2号から第4号まで及

び第30条の規定は適用しないものと定めたものである。

- 2 保有特定個人情報については、第12条第1項、同条第2項、同条第2項第1号、第39条第1項第1号及び同条第1項第2号を読み替えることを定めたものである。

第13条（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報を議会以外のものに提供する場合には、提供を受けるものには本章の規定が及ばないことから、個人情報に対する適正な取扱いを確保するため、議会は、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、必要な措置を講ずるよう求めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条の「提供」は、保有個人情報の利用目的内であるか目的外であるかを問わない。
- 2 「必要があると認めるとき」とは、提供する保有個人情報の内容、提供の形態、提供先における利用目的、利用方法等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいい、個別具体的に判断することとなる。
- 3 「その他の必要な制限」とは、使用期間の制限、提供する保有個人情報の取扱者の範囲の制限、第三者への再提供の禁止、消去や返却等使用後の取扱いの指示、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求、当該保有個人情報について訂正決定を行った場合において提供先に対して訂正に応ずべき旨を求めること等をいう。
- 4 「必要な措置」とは、適正な管理、内部管理規程の整備、取扱者に対する研修等をいう。
- 5 特定個人情報については、提供することができる場合が、番号利用法第19条に列挙された場合のみに限定されていることから、本条の保有個人情報から除外している。

第14条（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣旨】

本条は、個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に対して当該個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、当該個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。
提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、識別子（ID）等を介して提供先が保有する他の個人情報に付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。
- 2 「想定される」とは、提供元の行政機関の長等において、提供先の第三者が「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合をいう。
- 3 保有個人情報の提供を受ける者に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法等を勘案して、個別具体的に判断することになる。
- 4 提供に係る個人関連情報について付与する制限又は措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。

第15条（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が別に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

【趣旨】

本条は、個人情報に当たらない仮名加工情報についての取扱いについて定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）を第三者（議会から当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- 2 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含まれるが、それ以外の条例は含まれない。（第3項及び第4項において同じ。）
- 3 仮名加工情報については、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や当該仮名加工情報に係る削除情報等を保有している等により、当該仮名加工情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」状態に

ある場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当するが、既に作成された仮名加工情報のみを取得した場合など、そのような状態にない場合には、当該仮名加工情報は「個人情報」に該当しない。

第2項関係

- 1 仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第3項関係

- 1 仮名加工情報には識別行為の禁止義務や本人への連絡等の禁止義務が課されていることから、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報を取り扱う者が不適正な取扱いをすることがないように、仮名加工情報に該当することを明確に認識することができるようにしておくことが重要である。

第4項関係

- 1 「電磁的方法」とは、いわゆるショートメールを送信する方法、電子メールを送信する方法及び受信する者を特定した上で情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法で、いずれも、他人に委託して行う場合が含まれる。

第5項関係

- 1 個人情報に当たらない仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合についても、上記第1項から第4項までと同様に取り扱わなければならない。

第16条（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が別に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

【趣旨】

本条は、第三者から提供を受けた匿名加工情報の取扱いについて定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

第三者から提供を受けた匿名加工情報を取り扱う場合には、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報に係る特定の個人を識別する目的で、次の行為を行ってはならないことを定めたもの。

- ① 受領した匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得すること
- ② 受領した匿名加工情報を、特定の本人を識別するために他の情報と照合すること。

第2項関係

本項は、匿名加工情報の漏えいを防止するために、施行規程第7条各号で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならないことを定めたもの。

第3項関係

- 1 本項は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該委託を受けた者にも識別行為の禁止及び安全管理の措置に関する規律が準用されることを定めたもの。
- 2 委託先（二以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）において、適切に安全管理措置等が講じられるように、契約内容に規定することや議会が委託先に対して必要な助言や指導を行うこと等も考えられる。

第3章 個人情報ファイル等

第17条（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、別に定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が別に定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる課の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する課の名称
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他議長が別に定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - (7) 本人の数が議長が別に定める数に満たない個人情報ファイル
 - (8) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

【趣 旨】

本条は、議会が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことなどについて定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、議会が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、議会における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするために、第1号から第10号までの一定の事項を記載した帳簿である個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを定めたものである。
- 2 個人情報ファイル簿への記載及び公表を通じて、個人情報ファイルの内容を広く県民に知らしめることとなるので、個人情報ファイル簿の記載内容はできるだけ具体的に、かつ、県民に分かりやすいものとしなくてはならない。

第2項関係

本項は、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない第1号から第8号までの個人情報ファイルについて定めたものである。

第3項関係

本項は、次の内容を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることを定めたものである。

- ① 記録項目の一部
- ② 記録情報の収集方法（第1項第5号）
- ③ 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合における提供先（第1項第7号）

第18条（個人情報取扱事務登録簿の登録及び閲覧）

第18条 議長は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する課の名称
 - (3) 個人情報を収集する目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目（要配慮個人情報にあつては、法第2条第3項に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）
 - (6) 個人情報の収集先
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が別に定める事項
- 2 議長は、個人情報取扱事務を開始したときは、直ちに、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録をしなければならない。登録をした事項を変更したときも、同様とする。
- 3 議長は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から登録を抹消しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については適用しない。
- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生等に関する事務
 - (2) 物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみ取り扱う事務
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、議長が別に定める事務
- 5 議長は、第1項第5号の記録項目の一部、同項第6号に掲げる事項若しくは同項第7号の議長が別に定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その記録項目の一部、事項若しくは議長が別に定める事項の一部を記載せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登載しないことができる。

【趣 旨】

本条は、議会が取り扱う個人情報にかかる事務について、その所在や内容を明らかにした個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。条例第17条により作成、公表することとなっている個人情報ファイル簿は、1,000人以上の個人情報を含む個人情報ファイルを対象としているが、本条では、保有人数に関わらず、また、特定の保有個人情報を検索できるよう体系的に構成したものに限らず、原則全ての個人情報取扱事務について、議会が、その所在や内容を明らかにした個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならないことを定めたものである。

県民等は、当該登録簿を閲覧することにより、議会における個人情報の取扱状況を確認することができ、また、自己の個人情報の開示請求等の際の手掛かりとして利用することができる。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、議会は、個人情報取扱事務について、所定事項を記載した登録簿の備付け義務があること、及び当該登録簿を一般の閲覧に供する義務があることを定めたものである。
- 2 「個人情報取扱事務」とは、議会が個人情報を取り扱う事務のことをいい、個人情報の取扱いを伴う事務のすべてを議会以外のものに委託していて議会自体が当該個人情報を取り扱っていない場合は含まないものとする。
- 3 「一般の閲覧に供しなければならない」とは、登録簿を議会の窓口等に備え置き、県民等が自由に閲覧できる状態にしておくことをいう。
- 4 「個人情報取扱事務の名称」（第1号）とは、個人情報取扱事務の内容が具体的に明らかになるような名称をいう。
- 5 「個人情報取扱事務を所管する課の名称」（第2号）とは、登録簿を作成し、又は変更する課及び個人情報を保有している課の名称をいう。
- 6 「個人情報を収集する目的」（第3号）とは、事務の目的だけでなく、当該事務において取り扱う個人情報の収集の目的が具体的に明らかになるような目的をいう。
- 7 「個人情報の対象者の範囲」（第4号）とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、受験者、申請者等のような個人の類型をいう。

8 「個人情報の記録項目」（第5号）とは、氏名、性別、年齢・生年月日、住所等、個人情報取扱事務において取り扱う主な個人情報の内容をいう。

なお、「（要配慮個人情報にあっては、法第2条第3号に掲げる個人に関する情報に含まれる記述等に係る項目を含む。）」とは、要配慮個人情報については、個人情報保護法において、あらかじめ本人の同意を得ない取得が原則として禁止され、及び本人が明確に認識できないうちに個人情報が第三者へ提供されることがないようにするため、オプトアウト手続による第三者提供（一定の手続をとることを条件にあらかじめ本人の同意を得ずに行う第三者提供）を認めないこととされていること、並びに国の行政機関等における要配慮個人情報の取扱いについて透明性を確保するため、個人情報ファイルに要配慮個人情報が含まれている場合には、個人情報ファイル簿にその旨を記録することとされていることを踏まえ、本条例においても、県民等が、議会における要配慮個人情報の取扱状況を確認することができるよう、個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報に係る記録項目を記載することを確認的に明記する趣旨である。

9 「個人情報の収集先」（第6号）とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の主な収集先をいう。

10 個人情報取扱事務の登録に関する具体的な取扱いについては、奈良県議会個人情報保護条例事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）等に定めるところによるものとする。

第2項関係

1 本項は、議会の個人情報取扱事務の登録簿への登録義務及びその登録の時期を定めたものである。

2 「あらかじめ」とは、個人情報取扱事務を開始する前に登録をすることをいうが、この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、附則第2項の規定により、条例の施行後遅滞なく登録をしなければならない。

第3項関係

1 本項は、議会が個人情報取扱事務を廃止したときの登録の抹消について定めたものである。

2 「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、根拠となる法令等の改正その他の理由により、個人情報取扱事務を行わなくなったときをいう。

第4項関係

本項は、個人情報取扱事務のうち登録簿への登録を要しない事務について定めたもので

ある。

第1号関係

- 1 本号は、議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生等に関する事務は、使用者としての議会と被使用者としての議員又は職員との関係に基づく内部的な管理情報を取り扱うものであるため、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいことから、登録を要しないものとしたものである。
- 2 「職員であった者」とは、退職、失職、免職等により離職し、現に議会の職員等でない者をいう。
- 3 「人事」に関する事務とは、任命、分限、懲戒、人事記録、評定等に関する事務をいう。
- 4 「給与」に関する事務とは、議員報酬、給与、報酬、諸手当等に関する事務をいう。
- 5 「福利厚生等」に関する事務とは、健康管理、安全衛生、共済関係、各種貸付等に関する事務をいう。
- 6 「人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生等」の「等」とは、旅費、公務災害補償、研修、職務に関して受けた表彰等に関する事務をいう。

なお、「人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生等に関する事務」には、これらの事務の一環として取り扱われる議員又は職員の被扶養者又は遺族に関する個人情報を取り扱う場合も含まれる。

第2号関係

- 1 本号は、物品等の送付や業務上必要な連絡のために相手方の氏名や住所等必要な事項のみを取り扱う事務は、個人の権利利益の侵害のおそれが少ないと考えられるため、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいことから、登録を要しないものとしたものである。
- 2 「物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、送付又は連絡に必要な相手方の氏名、住所その他の事項のみを取り扱う事務」とは、文書送付のための相手方の氏名が記載された文書施行簿を管理する事務や、金銭送付のために記載された債権者の氏名、住所等を管理する事務などが該当する。

第3号関係

- 1 本号は、第1号、第2号に掲げる事務のほかにも、登録をして一般の閲覧に供する意義に乏しいものがあるため、議長が別に定める事務については登録を要しないものとしたものである。

第5項関係

- 1 本項は、第1項に掲げる事項の一部若しくは全部を登録し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することで、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その事項の一部若しくは全部を登録せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができることを定めたものである。
- 2 「当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」とは、判断を行う議会の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

第19条（開示請求権）

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

【趣旨】

本条は、何人に対しても、行政文書に記録されている自己を個人情報の本人とする個人情報（以下「自己情報」という。）について開示を請求することを権利として認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下（任意代理人）という。））に限り、本人に代わって開示請求をすることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、何人も、自己情報について開示請求をすることができることを定めたものである。
- 2 「何人も」とは、県民に限らず、すべての自然人をいう。
- 3 本条に基づく開示請求の対象となるのは、「議会の保有する自己を本人とする保有個人情報」に限られる。したがって、求める保有個人情報を保有していない議会に対して開示請求が行われた場合には、当該保有個人情報を保有していないことを理由として開示しない旨の決定（条例第25第2項）を行うことになる。
なお、この条例において、保有の制限や利用及び提供の制限、適正管理等の対象として保護すべき個人情報は、行政文書に記録されている個人情報に限られるものではなく、議会が取り扱うすべての個人情報であることに留意する必要がある。
- 4 「自己を本人とする保有個人情報」とは、自己がその情報の本人となっている場合の個人情報をいい、開示請求をすることができるのは自己の個人情報に限られる。したが

って、配偶者や家族等が個人情報の本人となっている場合は開示請求をすることはできない。

- 5 本項は、開示請求を具体的な権利として創設することを明らかにしたものであるが、このことによって、議会が本人との信頼関係に基づき任意に本人に自己情報を提供することを制限するものではない。ただし、この場合も、誤って他の個人に提供することのないよう慎重に行うことが必要である。
- 6 死者の個人情報に係る遺族からの開示請求については、どこまでが遺族自身の個人情報であると認められるかが問題となる。例えば、相続した財産に関する情報、相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報、近親者固有の慰謝料請求権等に関する情報については、遺族自身の個人情報と認められる。

第2項関係

- 1 本項は、個人情報の本人以外の者が当該本人の個人情報の開示請求をすることができる場合について定めたものである。
- 2 本人が未成年者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人が当該本人の個人情報の開示請求をすることができる。
- 3 開示請求に係る個人情報が特定個人情報である場合は、自己の特定個人情報について本人が監視することを容易にし、不正を抑止するとともに国民の信頼を確保する必要があることから、委任による代理人からの開示請求を認めるものである。
- 4 「未成年者」とは、年齢が満18歳に達しない者をいう。（民法第4条）
- 5 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 6 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいい、未成年者の場合は、親権者（民法第818条等）又は未成年後見人（民法第839条等）であり、成年被後見人の場合は、成年後見人（民法第843条等）である。
- 7 「委任による代理人」とは、本人代理権の授与を行う委任契約を結んだ代理人をいう。
- 8 「本人に代わって」とは、開示請求権を本人が行使していない場合に限り、法定代理人又は任意代理人が本人に代わって行使できるという趣旨ではなく、既に本人が開示請求をしている場合であっても法定代理人又は任意代理人自身の名をもって開示請求権を行使できるという趣旨である。

- 9 本項は、未成年者及び成年被後見人であっても、自己情報についてその情報の持つ意味容を理解でき、自ら意思表示ができると認められる者の開示請求を妨げるものではない。

第20条（開示請求の手続）

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、議長が別に定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求をする際の具体的な手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、開示請求は、議会に、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。
- 2 個人情報の開示請求は、開示請求者の権利の行使として、個人情報の開示の決定という行政処分を求める手続であるが、場合によっては、請求が認められず審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面によることを原則とするものである。
- 3 「開示請求をする者」（第1号）とは、実際に請求行為を行う者をいい、法定代理人又は委任による代理人による請求の場合は当該法定代理人又は任意代理人を指すものである。

したがって、本人が開示請求をしようとする場合は、本人の氏名及び住所又は居所を、法定代理人又は任意代理人が開示請求をする場合は、当該法定代理人又は任意代理人の

氏名及び住所又は居所（法人にあっては、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を開示請求書に記載することとなる。

- 4 「開示請求に係る個人情報を特定するに足る事項」（第2号）については、議会の職員が、当該記載から、開示請求者が求める個人情報を識別できる程度の記載があれば足り、請求された個人情報が特定されたものとして扱うことになる。

したがって、請求する内容によっては、事務の名称・内容、行政文書の名称だけでなく、識別項目、時期、場所・場面などの記載が必要となる。

- 5 「議長が別に定める事項」（第3号）について、奈良県議会個人情報保護条例事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）において、次の事項が定められている。

(1) 開示の実施の方法

(2) 法定代理人が開示請求をする場合においては、本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに本人の氏名及び住所又は居所

(3) 任意代理人が開示請求をする場合においては、本人の氏名及び住所又は居所

- 6 請求は、個人情報の開示請求をする者が、施行規程第9条で定められた所定の様式である「保有個人情報開示請求書」に必要事項を記載し、事務取扱要綱第2の1等で定める個人情報窓口に提出することにより行うものとする。

- 7 個人情報の開示請求は、個人情報の保護の観点から本人確認を厳格に行う必要があるため、窓口に直接請求書を提出することによって行うものとする。ただし、病気等により窓口で手続きをすることが困難な場合において、請求する者が特に郵送を希望するときは、これに応ずることができる。

第2項関係

- 1 本項は、開示請求をする者が、請求に係る個人情報の本人であること、又はその法定代理人又は任意代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。

- 2 個人情報の開示は、当該個人情報の本人又はその法定代理人若しくは任意代理人に対してのみ行われるものであることから、誤って他の個人に開示することがないように、本人等の確認は厳格に行う必要がある。

- 3 「開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の代理人であること）を示す書類」は、施行規程第10条第1項等において、次の内容が定められている。

(1) 個人情報の本人が請求をする場合

運転免許証、旅券その他請求をする者が個人情報の本人であることを確認する書類として議長が認めるもの

(2) 法定代理人が請求をする場合

運転免許証、旅券その他請求をする者が当該法定代理人であることを確認する書類として議長が認めるもの及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として議長が認めるもの

(3) 任意代理人が請求をする場合

運転免許証、旅券その他請求をする者が当該委任による代理人であることを確認する書類として議長が認めるもの並びに委任状及び委任状に本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

第3項関係

- 1 本項は、開示請求書に形式上の不備があると認める場合において、補正についての必要な手続を定めたものである。
- 2 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、開示請求書の記載欄に、空欄、不鮮明及び意味不明な箇所がある場合のほか、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りない記述である場合をいう。
- 3 「相当の期間」とは、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個々の事例によって判断されるべきものである。
- 4 「補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない」とは、特に、本条第1項第2号に規定する「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」について、開示請求者が的確に記載することが困難な場合が少なくないと想定されることから、議会は、開示請求者の求めがある場合はもとより、開示請求者の求めがない場合であっても、補正の参考となる情報を提供しよう努める義務があることを明らかにしたものである。
- 5 開示請求書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等軽微な不備については、職権で補正できるものとする。

第21条（保有個人情報の開示義務）

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 議会の会派又は議員の活動に関する情報であって、開示することにより

これらの活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

【趣 旨】

本条は、開示請求に対する議会の開示義務を明らかにするものであり、議会は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

1 開示請求権制度は、個人が、議会が保有する自己に関する保有個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であることから、議会の保有する個人情報は原則開示との考え方に立っている。

しかしながら、一方で、開示請求者以外の個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本条例では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る個人情報を開示しなければならないこととしている。

2 地方公務員法第34条第1項の守秘義務と本条との関係については、本条は、個人情報に含まれる不開示情報の範囲を定めているのに対して、地方公務員法第34条第1項の守秘義務は、職員の職務上知り得た秘密を守るべき服務規律を定めたものであって、両者はその趣旨及び目的を異にしている。

3 開示請求に係る個人情報が、不開示情報に該当するかどうかは、本条各号の【趣旨】、【解釈・運用】等を参考に、個別具体的に判断するものとする。

第1号

本号は、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

第2号

1 本号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

2 「事業を営む個人の当該事業に関するものを除く」とは、個人に関する情報であっても、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、性質上、本条第3号で判断するものとし、本号から除外するという趣旨である。

なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人

に関する情報は、本号に含まれる。

- 3 「当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれ」については、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を勘案して個別に判断する必要がある。職員のうち一定の職にある者については、その職務の特殊性から、当該職員の氏名を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いものと考えられる。

なお、当該開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがないものとして認められる場合としては、次のような場合が考えられる。

ア 当該開示請求者以外の個人に関する情報が何人でも知り得るものである場合

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる場合

ウ 公務員等で当該情報が公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る場合

第3号

- 1 本号は、法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由を保障するため、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、不開示とすることを定めたものである。

- 2 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公共性が高いことから、法人の範囲から除外されており、これらに係る情報については、本条第5号等の規定により開示あるいは不開示の判断をするものとする。

- 3 「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいう。

なお、当該事業とは直接関係のない個人に関する情報（家族構成等）は、本号には該当せず、本条第2号の規定により開示あるいは不開示の判断をするものとする。

- 4 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」とは、生産技術・営業・販売上のノウハウ、社会的信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

- 5 本号に該当する情報であるかどうかは、当該情報の内容だけでなく、開示請求者と当該法人等又は事業を営む個人との関係、事業活動における当該情報の位置付け、事業の性格等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。

第4号

- 1 本号は、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議会が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示とすることを定めたも

のである。

- 2 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。
- 3 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、県民等の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。
- 4 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 5 「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 6 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。
- 7 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。
- 8 ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行

政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第6号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

- 9 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての議会の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断することになる。

第5号

- 1 本号は、国の機関並びに独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討等に関する情報で、開示することにより、当該審議、検討等に支障を及ぼすおそれのあるものは、不開示とすることを定めたものである。
- 2 「内部又は相互間」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。
- 3 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる、審議会等における審議や検討、行政内部の政策等の検討や協議、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せなど、様々な審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 4 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」については、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としたものである。具体的には次のような情報をいう。
 - (1) 最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、開示することにより、開示を受けた者に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるもの
 - (2) 審議、検討又は協議のために収集、取得した資料等であって、開示することにより、それ以降における行政内部の審議等に必要な資料等を得ることが困難になるおそれがあるもの
 - (3) 審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、開示することにより、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるもの

- 5 その他、開示することにより、不当に県民等の混乱を招いたり、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報をいう。

第6号

- 1 本号は、国の機関又は独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものは、不開示とすることを定めたものである。

- 2 「次に掲げるおそれ」として（ア）から（カ）までに掲げたものは、県の機関等に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものであり、当該事務又は事業における開示することによる支障は、これらに限定されるものではない。

また、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについても、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

- 3 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

- 4 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要があるが、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

- (7) (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。
- (2) 「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。
- (3) 「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。
- (4) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、国が望むような交渉成果が得られなくなる、国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

(イ)(1) 「監査」とは、主として、監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

(2) 監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」に該当し得ると考えられる。

(ウ)(1) 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。

- (エ) 国の機関又は独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、県民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、②試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報については、「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。

- (オ) 人事管理において、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす場合をいう。
- (カ) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものについては、「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があるものに該当し、不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は第3号の法人等とでは当然異なり、地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第7号

- 1 本号は、議会の会派又は議員の活動に関する情報について、開示することで会派又は議員の多様な活動の遂行に特に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものである。

第22条（部分開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の全体を不開示とするのではなく、不開示情報の部分を除いて、請求のあった個人情報を開示しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合、本条の規定により、議会は、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

2 ただし、部分開示を行わなければならないのは、「容易に区分して除くことができる」とあり、当該個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合や、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合は、部分開示の義務はないことになる。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように被覆、切り抜きを行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

第2項関係

1 開示請求に係る保有個人情報に条例第21条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができる記述等及び個人識別符号を除

くことで、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは開示することを定めている。

第23条（裁量的開示）

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる場合があることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 条例第21条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

条例第21条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、条例第21条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

第24条（保有個人情報の存否に関する情報）

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣 旨】

本条は、開示請求に対して、一定の場合には、個人情報の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は不開示の決定をし、存在しない場合は存在しない旨の決定をすることが原則である。本条は、その例外として、個人情報が存在するしないにかかわらず、開示請求された個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合には、開示請求を拒否することができることを定めたものである。
- 2 本条は、開示請求に対する応答の例外的な取扱いを定めたものであり、本条の規定を適用するに当たっては、その妥当性を適切に判断する必要がある。
また、本条により開示請求を拒否するときは、開示をしない旨の決定を行うこととなり、条例第25条第2項の規定により、開示請求者に対して理由を提示しなければならないが、個別具体的な理由の付記の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示する必要がある。
また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否することのないよう留意しなければならない。
- 3 本号に該当する可能性のある事例としては、表彰候補者に関する情報等が考えられる。

第25条（開示請求に対する措置）

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、議長は、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に書面で通知することを議会に義務付けたものである。
- 2 「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別（一部開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。
- 3 「開示の実施に関し議長が別に定める事項」とは、開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項であり、具体的には、施行規程第11条において、開示を実施する日時及び場所が定められている。
- 4 本項及び次項において「書面により」としたのは、議会の開示決定等は行政処分であり、個人情報の開示請求は書面によることとした条例第20条第1項の規定と同様の趣旨である。
なお、一部開示の決定の場合には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。

第2項関係

- 1 本項は、開示請求があった個人情報の全部を開示しないときはその旨の決定をし、開示請求者に書面で通知することを義務付けたものである。

- 2 「開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）」とは、開示請求に係る個人情報について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の保有個人情報のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る保有個人情報のすべてを開示しないときを含む。）であるが、具体的には、次のケースが該当する。
 - (1) 開示請求に係る個人情報すべてが不開示情報に該当し、すべて不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）
 - (2) 条例第 24 条の規定により開示請求を拒否する場合
 - (3) 開示請求に係る個人情報を議会が保有していない場合又は開示請求に係る個人情報が条例第 20 条に規定する開示請求の対象となる個人情報に該当しない場合
 - (4) 開示請求に係る個人情報が、条例第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定により条例第 19 条の規定が適用されない個人情報である場合
 - (5) 個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合
 - (6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

- 3 「その旨を書面により通知しなければならない。」とは、開示しない旨の決定をした旨を書面で開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものである。

この通知を行う際には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示を行うことが必要である。

第26条（開示決定等の期限）

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき原則的期限（開示請求があった日から起算して30日）及び延長可能な期間（開示請求があった日から起算して最大60日）を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、開示決定等の原則的期限を定めたものである。
- 2 「開示請求があった日」とは、個人情報窓口において必要な事項が記載された開示請求書が提出された日をいう。
- 3 「当該開示請求があった日から起算して30日以内」とは、個人情報窓口において開示請求書が提出された日を初日として算入し、30日目が期間の満了日となることをいう。
- 4 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、第20条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は期間には算入しないことを明らかにしたものである。

なお、開示請求者が補正に応じない意思を明確に示した場合は、補正を行っているという理由で、第1項本文の期間の進行を停止させることはできない。

第2項関係

- 1 本項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等の期限を延長することができることを定めたものである。
- 2 「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが実施機関の側の事情により困難であることを意味し、開示請求に係る個人情報の量の多少、開示請求に係る個人情報の開示・不開示の審査の難易、当該時期に

おける他に処理すべき開示請求事案の量のほか、議会の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

- 3 「その他正当な理由」としては、例えば、条例第 28 条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、個人情報に含まれている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合などが挙げられる。
- 4 「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から起算して 60 日以内に処理することになる。
- 5 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、合理的な理由がなければ開示請求があった日から起算して 30 日以内に発送しなければならない。
- 6 「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを指すものであり、また、「延長の理由」としては、期限を延長することが必要となった事情を記載するものとする。

第27条（開示決定等の期限の特例）

第27条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

【趣旨】

本条は、著しく大量の個人情報の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 「開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」とは、開示請求に対し、条例第26条第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、開示請求に係る個人情報の全てについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る個人情報著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る個人情報の物理的な量とその審査等に要する業務量だけでなく、議会の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

また、「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する課が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

なお、「開示請求があった日から起算して60日以内」の期間については、形式上の不備がある開示請求につき補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は除かれるものである。

第2項関係

1 「議長及び副議長がともに欠けている期間があるとき」とは、議員の任期満了、議会の解散等により議長、副議長が不在となる期間が想定される。

なお、議長が病気等の場合でも、意思決定ができる状態であれば、開示決定等の処分

は不可能とはいえないので事故にあたらないが、意思決定ができない場合は、議長に事故があるときとして、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により副議長が開示決定等の職務代行を行うこととなり、この場合の開示決定通知書等の名義は副議長となる。

第28条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第51条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合における当該第三者に対する意見書提出の機会の付与及び第三者による争訟の機会の確保について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項に規定する意見書提出の機会の付与は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者に意見書の提出を求め、その結果を決定の際の参考とすることにより、当該個人情報の開示決定等の判断の適正を期すことを

目的とするものであり、議会に第三者の意見を聴くことを義務付けるものではなく、また、意見書を提出した第三者に対して、開示決定等についての同意権を与えるものでもない。

- 2 本項に基づき第三者に意見書の提出の機会を付与する場合には、意見書の提出の機会を与えられた第三者に、開示請求者が誰であるか判明してしまう場合もあるので、当該機会を付与するかどうかの判断は慎重に行うことが必要である。
- 3 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、本条の第三者から除外されているので、本条の規定は適用されないが、開示決定等の判断の適正を期するため必要がある場合には、国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の意見を聴取しても差し支えない。
- 4 本項に基づく通知の目的は、第三者に対して意見書提出の機会を付与するものであることから、通知される情報の内容は、第三者が反対意見書を提出するか否かの判断を行うに当たって必要十分な範囲のものであれば足りる。
したがって、通知される「当該第三者に関する情報の内容」は、情報そのものではなく、当該第三者が、自己のどのような情報について開示がなされようとしているのかを認識するに足りる程度の内容（概要程度のもの）を意味する。
- 5 「議長が別に定めるところ」として、具体的には、第三者に対する通知を行うに当たって、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意すべきことを定めている。
- 6 「その他議長が別に定める事項」として、具体的には、開示請求の年月日、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を定めている。（施行規程第15条第5項）

第2項関係

- 1 本項は、不開示情報に該当するにもかかわらず、個人の権利利益を保護するため特に必要があることを理由として開示しようとする場合は、当該個人情報に含まれている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。
- 2 「議長が別に定めるところ」として、前項と同じく、具体的には、第三者に対する通知を行うに当たって、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意すべきことを定めている。
- 3 本項は、前項と異なり、意見書提出の機会を与えることを義務付けるものであるもので、通知は書面によるべきことを明記している。

本項にいう「その他議長が別に定める事項」として、前項の規定による通知事項に加え、条例第28条第2項各号のいずれかに該当するかの別及びその理由を定めている。
(施行規程第5条第6項)。

- 4 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」とは、議会が第三者の所在について合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、議会に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合には、本ただし書が適用される。また、第三者が死亡している場合や、解散している場合も本ただし書の対象となる。

第3項関係

本項は、第1項又は第2項の規定に基づき反対意見書を提出した第三者が、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、開示が実施される前に開示の取消し及び執行停止を求めることができるようにするため、議会に対し、開示決定の日と開示の実施の日との間に相当な期間を設けることを義務付けるとともに、反対意見書を提出した第三者に開示決定をした旨及び理由等を直ちに通知することを義務付けたものである。

なお、「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間」としたため、実質的には、第三者にとっての審査請求期間、出訴期間を短縮させることにもなりうるが、これは、開示請求者の迅速な開示への期待を考慮したものである。

第29条（開示の実施）

- 第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
 - 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法を申し出なければならない。
 - 4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、当該開示決定を受けた者であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、個人情報の開示を実施するときの具体的方法について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、個人情報の記録媒体の種類に応じて、個人情報の開示の実施の方法を定めたものである。
- 2 「その種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法」について、施行規程第16条において、次の内容が定められている。
 - (1) 録音テープ、録音ディスクに記録されている個人情報
当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付
 - (2) ビデオテープ又はビデオディスクに記録されている個人情報
当該個人情報に係る部分を専用機器により再生したものの視聴又はビデオテープに複写したものの交付
 - (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く）に記録されている個人情報
当該個人情報を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付。

(4) 電磁的記録(前号に規定する用紙に出力できない)に記録されている個人情報専用機器により再生したものの閲覧、視聴。

3 「当該個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがある」とは、文書又は図画(以下この号において「文書等」という。)の形態・形状から開示することにより、当該文書等が汚損されたり、又は破損される可能性が高いことをいう。

4 「その他正当な理由があるとき」とは、次の場合をいう。

- (1) 台帳等日常業務に常時使用している文書等で、原本を開示することにより事務に支障が生ずる場合
- (2) 歴史的又は文化的な価値のある文書等で慎重な取扱いを要する場合
- (3) 文書等の同一ページに開示することができる情報とそれ以外の情報が記録されている場合
- (4) マイクロフィルムに記録されている文書等を開示する場合
- (5) その他文書等の管理上、文書等の写しをもって原本の開示に代えることについて合理的な理由がある場合

第2項関係

1 本項は、電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般に閲覧できるようにすることを定めたものである。

第3項関係

1 本項は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、施行規程第17条第1項により、開示の実施の方法を申し出ることを定めたものである。

第4項関係

- 1 本項は、前項の申出の期限を開示決定の通知があった日(開示決定通知書を受け取った日の翌日)から起算して30日以内に申し出ることと定めたものである。
- 2 「当該申出をすることができないことにつき正当な理由」とは、災害や病氣療養中等の正当な理由がある場合などが該当し、30日経過後であっても申し出ることができることとする。

第5項関係

1 本項は、請求のあった個人情報が誤って開示決定を受けた者以外の者に開示することのないよう、開示を受けようとする者が開示決定を受けた者であることを確認するための手続を定めたものである。

2 「当該開示決定を受けた者であることを示す書類」について、施行規程第18条第1項等において、運転免許証、旅券その他開示決定を受けた者であることを確認する書類として議長が認めるものが定められている。

なお、法定代理人又は任意代理人が開示請求をした場合にあっては、開示を受ける際には、法定代理人又は任意代理人の資格を証明する書類の提示又は提出を要しない。

第30条（他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、法令又は他の条例（以下「他の法令等」という。）の規定により自己情報の開示を求めることができる場合におけるこの条例との調整について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、他の法令等で自己情報の開示の手続が規定されている場合におけるこの条例と当該他の法令等との適用関係について定めたものである。
- 2 「他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示すること」とは、他の法令等に閲覧や縦覧制度がある場合や、謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合など、自己情報について知り得ることができる場合をいう。
- 3 他の法令等の規定に基づき自己情報の開示、訂正又は利用停止を行うことができる場合であっても、当該他の法令等が直接明確には規定していない請求の場合、例えば、他の法令等が閲覧等の手続についてのみ定めている場合において、写しの交付の請求があった場合、他の法令等が開示の期間を限定している場合において、当該期間外に開示の請求があった場合等は、この条例が適用されることとなる。
ただし、この場合でも、当該他の法令等の趣旨を十分踏まえて、開示決定等を行うものとする。

第2項関係

本項は、他の法令等により自己情報の開示の方法が縦覧である場合には、この条例による閲覧による開示を受けたものとみなすことを定めたものである。

第31条（開示請求に係る費用負担）

第31条 第29条第1項の規定により写し（電磁的記録にあっては、議長が別に定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として議長が別に定める額を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求をした個人情報記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「写しの作成及び送付に要する費用として議長が別に定める額」については、施行規程第19条において定められている。
- 2 条例第29条第1項の規定により、個人情報記録された文書又は図画の写しの閲覧により開示する場合の当該写しの作成に要する費用は、本条の「写しの作成に要する費用」に該当しないので、当該写しの作成に要した費用は徴収できないものである。
- 3 写しの作成及び送付に要する費用は、施行規程第19条第2項の規定に基づき、前納とする。

第2節 訂正

第32条（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、議会から開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合は、何人に対しても、その訂正を請求することを権利として認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（請求に係る個人情報が特定個人情報である場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）に限り、本人に代わつて訂正請求をすることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、議会から開示を受けた保有個人情報の内容が事実でない場合に、その訂正請求をすることができることを定めたものである。

2 「自己を本人とする保有個人情報」とは、訂正請求の対象となる保有個人情報は、議会が行つた開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報及び条例第30条第1項の規定により開示を受けた自己情報に限られるという趣旨である。

したがつて、この条例に基づかない何らかの方法で議会が保有する自己に関する個人情報の内容が事実でないことを知つた場合であっても、そのことをもつて本条の規定による訂正請求をすることができず、改めてこの条例の規定に基づき開示を受けることが必要となる。

なお、法定代理人又は任意代理人が開示を受けた場合であっても、当該個人情報の本人は訂正請求をすることができるものとする。

3 「内容が事実でない」とは、氏名、住所、年齢、学歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項について、個人情報取扱事務の目的や内容、当該個人情報の性質や内容等からみて、事実とされるべき個人情報と実際に記録されている個人情報とが合致していないことをいう。

したがって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項について、その評価、判断等が適当でない、不当であるという場合は、訂正請求の対象とならない。

また、過去の一定の時点で収集した個人情報の内容が、現在では古くて正確でない場合であっても、その時点における資料として使用している限り、事実と合致しているといえる。

4 「訂正（追加又は削除を含む）」とは、事実と合致していない個人情報を事実と合致させることをいう。訂正には事実と合致していない個人情報の内容を事実と合致する内容に直すことのほか、不完全な個人情報の内容に不足している内容を加えること及び事実と合致していない個人情報の内容を削ることを含むものではあるが、より正確、詳細ならしめるために追記したり、付記することを含むものではない。

5 この条例における個人情報の訂正請求に関する規定は、訂正請求に関する一般的な定めであり、個々の個人情報取扱事務の実施に当たり、種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

むしろ、議会は、条例第8条の規定により、個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならないことから、個々の個人情報取扱事務の実施に当たって、個人情報の内容が事実でないことを発見した場合は、本条の規定に基づく訂正請求の有無にかかわらず、自主的に訂正をするよう努めなければならない。

第2項関係

1 本項は、個人情報の本人以外の者が当該本人の個人情報の訂正請求をすることができる場合について定めたものである。

2 本人が未成年者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人が、又は、本人の委任による代理人は、当該本人の個人情報の訂正請求をすることができる。

3 本人が開示を受けた場合であっても、法定代理人又は任意代理人は訂正請求をすることができるものである。

第3項関係

1 本項は、訂正請求をすることができる期限を定めたものである。

2 個人情報、収集の目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、「90日以内」としたものである。

第33条（訂正請求の手続）

- 第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。
- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が別に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、保有個人情報の訂正請求をする際の具体的な手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、訂正請求は、議長に、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。
- 2 保有個人情報の訂正請求は、訂正請求者の権利の行使として、保有個人情報の訂正の決定という行政処分を求める手続であるが、場合によっては、請求が認められず審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面によることとするものである。したがって、口頭による訂正請求は認められない。
なお、請求書の様式については、施行規程第20条で定められている。
- 3 「訂正請求をする者」とは、実際に請求行為を行う者をいい、法定代理人又は任意代理人による請求の場合は当該法定代理人又は任意代理人を指すものである。
したがって、本人が訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所を、法定代理人又は任意代理人が訂正請求をする場合は、当該法定代理人又は任意代理人の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を請求書に記載することとなる。

- 4 開示を受けた日が特定されれば、訂正請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから、「訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日」を記載することとしたものである。
- 5 「当該保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書及びそのうちの当該個人情報に係る部分を特定するに足りる事項をいう。
- 6 「訂正請求の趣旨及び理由」とは、訂正を求める箇所をどのように訂正をすべきかの内容と訂正を必要とする理由をいう。

第2項関係

本項は、訂正請求をする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならないこと、及び訂正請求をする者が、請求に係る個人情報の本人であること、又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。

「訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類」は、開示請求と同様、施行規程第10条第1項等で定められている。

第3項関係

- 1 本項は、訂正請求書に形式上の不備があると認める場合において、補正についての必要な手続を定めたものである。
- 2 「訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、訂正請求書の記載欄に、空欄、不鮮明及び意味不明な箇所がある場合のほか、訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りない記述である場合をいう。
- 3 「相当の期間」とは、第20条第3項の「相当の期間」と同義である。

第34条（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対する訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、議長は、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「訂正請求に理由がある」とは、議会による調査等の結果、請求どおり個人情報が事実でないことが判明したときをいう。
- 2 議会による調査の結果、保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）には、当該保有個人情報の利用目的に照らして、訂正する又は訂正しないのいずれか判断し、決定を個別に行うこととなる。

第35条（訂正請求に対する措置）

- 第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、議長は、訂正請求に対して、訂正をする又は訂正をしない旨の決定（訂正決定等）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、書面で通知することを義務付けたものである。
- 2 請求どおりに訂正を行う場合においても、単に訂正を行うだけでなく、訂正請求者に対して訂正する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を訂正する場合も含まれる。訂正しない部分については、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。
- 3 本項及び次項において「書面により」としたのは、議会の訂正決定等は行政処分であり、個人情報の訂正請求は書面によることとした第33条第1項の規定と同様の趣旨である。

第2項関係

- 1 本項は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、書面で通知することを議会に義務付けたものである。
- 2 訂正請求に理由があると認められないとき、又は訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超えるとして、訂正しないことを決定することになる。
この通知を行う際には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示を行うことが必要である。
なお、調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合は、本項に基づき訂正をしない旨の決定することになる。
ただし、必要な場合は職権で訂正が行われるべきことは当然である。

第36条（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、訂正決定等を行うべき原則的期限（訂正請求があった日から起算して30日）及び延長可能な期間（訂正請求のあった日から起算して最大60日）を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、訂正決定等の原則的期限を定めたものである。
- 2 「訂正請求があった日」とは、個人情報窓口において必要な事項が記載された請求書が提出された日をいう。
- 3 「訂正請求があった日から起算して30日以内」とは、個人情報窓口において請求書が提出された日を初日として算入し、30日目が期間の満了日となることをいう。
- 4 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、開示請求と同様、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないことを明らかにしたものである。

第2項関係

- 1 本項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正決定等の期限を延長することができることを定めたものである。
- 2 訂正請求に理由があるかどうかを確認するため、調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、訂正をするか否かの判断に時間を要する場合もあり、第1項の期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第1項の期限を30日以内に限り延長することができることとした。

- 3 「同項に規定する期間」とは、訂正請求があった日から訂正決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、訂正請求があった日から起算して60日以内に処理することになる。
- 4 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、合理的な理由がなければ訂正請求があった日から起算して30日以内に発送しなければならない。
- 5 「延長後の期間」及び「延長の理由」とは、条例第26条第2項に規定する「延長後の期間」及び「延長の理由」と同義である。

第37条（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

【趣 旨】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときの訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、第36条第2項の延長期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も想定される。

このため、「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしたものである。「相当の期間」とは、訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。本条を適用する場合、議長は、第36条第1項に規定する期間（補正に要した期間を除いて訂正請求があった日から起算して30日間）内に、訂正請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、訂正決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない。

第2項関係

- 1 「議長及び副議長がともに欠けている期間があるとき」とは、議員の任期満了、議会の解散等により議長、副議長が不在となる期間が想定される。

なお、議長が病気等の場合でも、意思決定ができる状態であれば、訂正決定等の処分は不可能とはいえないので事故にあたらぬが、意思決定ができない場合は、議長に事故があるときとして、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が訂正決定等の職務代行を行うこととなり、この場合の開示決定通知書等の名義は副議長となる。

第38条（個人情報の提供先への通知）

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣 旨】

本条は、議長が、訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先等に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 訂正請求権制度は、議会の保有する個人情報の内容が事実でない場合に、個人情報の本人に訂正請求の権利を認めたものである。訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があった議会の保有する個人情報である。しかし、訂正の実施をした議会が、当該個人情報を第三者に提供しており、その提供先において誤った個人情報を使用されることを予見することができる場合には、本制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとしている。
- 2 通知は提供元の議会の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る個人情報の内容や提供先における使用目的を勘案して個別に判断されることとなる。

第3節 利用停止

第39条（利用停止請求権）

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、議会から開示を受けた保有個人情報について、保有の制限、不適正な利用の禁止、適正な取得、利用及び提供の制限に違反して取扱われていると思料するときは、何人に対しても、当該個人情報について利用停止を請求することを権利として認めるとともに、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び任意代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができることを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、議会から開示を受けた保有個人情報が不適正に取り扱われている場合に、その利用停止請求をすることができることを定めたものである。

2 「自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する」とは、利用停止請求の対象となる保有個人情報は、訂正請求と同様に、議長が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報及び第30条第1項の規定により開示を受けた自己情報が次のいずれかに該当すると認められるときに限られるという趣旨である。

第1号関係

- 1 本号は、個人情報条例第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して利用されているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているときに、当該個人情報の利用の停止又は消去を求めることができることを明らかにしたものである。
- 2 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

第2号関係

- 1 本号は、個人情報条例第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき当該個人情報の提供の停止を求めることができることを明らかにしたものである。
- 2 「提供の停止」とは、爾後の提供行為を停止することをいう。
なお、本号は、すでに提供した個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講ずる必要がある。

第2項関係

- 1 本項は、本人以外の者が当該本人の個人情報の利用停止請求をすることができることについて定めたものである。
- 2 本人が未成年者又は成年被後見人の場合は、その法定代理人が、委任による代理人が当該本人の保有個人情報の利用停止請求をすることができることを定めたものである。
- 3 本人が開示を受けた場合であっても、法定代理人又は任意代理人は利用停止請求をすることができるものである。

第3項関係

- 1 本項は、利用停止請求をすることができる期限を定めたものである。
- 2 期間については、訂正請求の場合と同様の観点から、「90日以内」としたものである。

第40条（利用停止請求の手続）

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が別に定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が別に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

【趣 旨】

本条は、個人情報の利用停止請求をする際の具体的な手続を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、利用停止請求は、議会に、同項に定める事項を記載した書面を提出して行わなければならないことを定めたものである。

2 個人情報の利用停止請求は、利用停止請求者の権利の行使として、個人情報の利用停止の決定という行政処分を求める手続であるが、場合によっては、請求が認められず審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面によることとするものである。したがって、口頭による利用停止請求は認められない。

なお、請求書の様式については、施行規程第25条で定められている。

3 「利用停止請求をする者」（第1号）とは、実際に請求行為を行う者をいい、法定代理人又は任意代理人による請求の場合は当該法定代理人又は任意代理人を指すものである。

したがって、本人が利用停止請求をする場合は、本人の氏名及び住所又は居所を、法定代理人又は任意代理人が利用停止請求をする場合は、当該法定代理人又は任意代理人の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務

所の所在地) を請求書に記載することとなる。

- 4 開示を受けた日が特定されれば、利用停止請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから、「利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日」(第2号)を記載することとしたものである。
- 5 「当該個人情報を特定するに足りる事項」(第2号)とは、利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書及びそのうちの当該保有個人情報に係る部分を特定するに足りる事項をいう。
- 6 「利用停止の趣旨及び理由」(第3号)とは、利用停止請求に係る保有個人情報が、どのように条例の規定に違反して取り扱われているか、及びどのように利用停止をすべきかの内容(利用の停止、消去又は提供の停止)及びその理由をいう。
- 7 「議長が別に定める事項」(第4号)について、施行規程第25条に規定する様式第20号において、次の事項が定められている。
 - (1) 法定代理人又は任意代理人が利用停止請求をする場合においては、本人の未成人者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別並びに本人の氏名及び住所又は居所

第2項関係

- 1 本項は、利用停止請求をする者が、請求に係る保有個人情報の本人であること、又はその法定代理人若しくは任意代理人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならないことを定めたものである。
- 2 「利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の代理人であること)を示す書類」は、開示請求と同様、施行規程第10条第1項等で定められている。

第3項関係

- 1 本項は、利用停止請求書に形式上の不備があると認める場合において、補正についての必要な手続を定めたものである。
- 2 「利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、利用停止請求書の記載欄に、空欄、不鮮明及び意味不明な箇所がある場合のほか、利用停止請求に係る個人情報を特定するに足りない記述である場合をいう。
- 3 「相当の期間」とは、第20条第3項の「相当の期間」と同義である。

第41条（保有個人情報の利用停止義務）

第41条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、利用停止請求に対する利用停止義務を明らかにするものであり、利用停止請求に理由があると認めるときは、議長は、議会における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該個人情報の利用停止をしなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、条例第39条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると議会が認めるときである。その判断は議会の所掌事務、個人情報の収集の目的及びこの条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第39条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。
また、例えば、利用の目的以外の目的での利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用の目的以外の目的での利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の目的内での利用も不可能となり、適当でない。
- 4 利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

第42条（利用停止請求に対する措置）

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、議長は、利用停止請求に対して、利用停止をする又は利用停止をしない旨の決定（利用停止決定等）をし、請求者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、書面で通知することを議会に義務付けたものである。

2 請求どおりに利用停止を行う場合においても、単に利用停止を行うだけでなく、利用停止請求者に対して、利用停止する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を利用停止する場合も含まれる。利用停止しない部分については、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。

また、例えば、利用の目的以外の目的の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用の目的以外の目的の利用を停止するような場合も、本項の利用停止決定に含まれる。このような場合も、消去でなく利用の停止を行った理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示が必要となる。

3 本項及び次項において「書面により」としたのは、議会の利用停止決定等は行政処分であり、保有個人情報の利用停止請求は書面によることとした第40条第1項の規定と同様の趣旨である。

第2項関係

1 本項は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、書面で通知することを議会に義務付けたものである。

2 利用停止請求に理由があると認められないとき、利用停止をすることにより「当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれが

あると認められるとき」は、利用停止をしない旨の決定をすることとなる。

この通知を行う際には、理由の付記並びに審査請求及び取消しの訴えの教示を行うことが必要である。

第43条（利用停止決定等の期限）

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止決定等を行うべき原則的期限（利用停止請求があった日から起算して30日）及び延長可能な期間（利用停止請求があった日から起算して最大60日）を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、利用停止決定等の原則的期限を定めたものである。
- 2 「利用停止請求があった日」とは、個人情報窓口において必要な事項が記載された請求書が提出された日をいう。
- 3 「利用停止請求があった日から起算して30日以内」とは、個人情報窓口において請求書が提出された日を初日として算入し、30日目が期間の満了日となることをいう。
- 4 「補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」とは、開示請求と同様、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないことを明らかにしたものである。

第2項関係

- 1 本項は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用停止決定等の期限を延長することができることを定めたものである。
- 2 利用停止請求に理由があるかどうかを確認するため、議会が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、利用停止をす

るか否かの判断に時間を要する場合もあり、第1項の期限内に利用停止決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、議会は、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第1項の期限を30日以内に限り延長することができることとした。

- 3 「同項に規定する期間」とは、利用停止請求があった日から利用停止決定等を行うべき日までの期間を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、利用停止請求があった日から起算して60日以内に処理することになる。
- 4 「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許されるという趣旨であるが、合理的な理由がなければ利用停止請求があった日から起算して30日以内に発送しなければならない。
- 5 「延長後の期間」及び「延長の理由」とは、条例第26条第2項に規定する「延長後の期間」及び「延長の理由」と同義である。

第44条（利用停止決定等の期限の特例）

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

【趣 旨】

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときの利用停止決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 利用停止請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、利用停止を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、条例第43条第2項の延長期限内に利用停止決定等を行うことが困難な場合も想定される。

このため、議会は、「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしたものである。「相当の期間」とは、議会が利用停止決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

本条を適用する場合、議会は、条例第43条第1項に規定する期間（補正に要した期間を除いて利用停止請求があった日から起算して30日間）内に、利用停止請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、利用停止決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない。

第2項関係

1 「議長及び副議長がともに欠けている期間があるとき」とは、議員の任期満了、議会の解散等により議長、副議長が不在となる期間が想定される。

なお、議長が病気等の場合でも、意思決定ができる状態であれば、開示決定等の処分は不可能とはいえないので事故にあたらぬが、意思決定ができない場合は、議長に事故があるときとして、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が開示決定等の職務代行を行うこととなり、この場合の開示決定通知書等の名義は副議長となる。

第4節 審査請求

第45条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、この条例による開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審理手続については、行政不服審査法の審理員による審理手続に関する規定を適用しないとするものである。

【解釈・運用】

行政不服審査法は、審査請求の審理の公正性・透明性を高めるため、原則として、審査庁に所属する職員であって当該審査請求に係る処分等に関与していない等の要件を満たす審理員が審理手続を行うこととしている。

しかし、同法第9条第1項ただし書において、条例に基づく処分については、地方自治の尊重の観点から、条例に特別の定めがある場合には、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととしている。

この条例に基づく開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為については、第三者機関である奈良県個人情報保護審議会において実質的な審理が行われることから、審理員による審理手続に関する規定を適用しないとしたものである。

第46条（審議会への諮問）

第46条 前条に規定する審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号。以下「施行条例」という。）第8条に規定する奈良県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、議会の行った開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、公平かつ客観的な判断を担保するために、原則として審議会に諮問すべきことを定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法である等の場合を除き、議会に対し、審議会に諮問することを義務付けたものである。
- 2 「前条に規定する審査請求」とは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合であり、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たるため、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂

正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者から、同法に基づき、処分庁等の最上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁がないときは、処分庁等に対する審査請求）があった場合のことをいう。これは請求者が審査請求を行った場合のほか、当該決定について利害関係を有すると認められる者から審査請求があった場合を含むものである。

この条例の処分庁である議会については、上級行政庁がないため、議長に対する審査請求となる。

- 3 「議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号。以下「施行条例」という。）奈良県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。」とは、審査請求の審査は、行政不服審査法上、原則として審理員による審理手続等を経ることとされているが、この条例においては、より中立性、専門技術性の高い合議制機関での慎重な審議を行うことで一層客観的で合理的な解決を図る観点から、個人情報保護制度に関して優れた識見を有する者で構成された附属機関である審議会に対する諮問を行い、審議会の答申を受けて、裁決をすべきこととするものである。審議会において実質的な審理が行われることにより、審理員制度を適用する実益はないと考えられることから、この条例では、審理員による審理手続に関する規定を適用しないこととしている。

なお、審議会の調査審議の手続は書面を中心に行われるものであるから、審議が効率的に行われるようにするため、議会は、諮問に際し、審査請求に対する考え方やその理由を記載した書面その他の必要な資料を審議会に提出する必要がある。

- 4 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、行政処分であることから、当該決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為を不服として法的救済を求めるには、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟（処分の取消しの訴え又は不作為の違法確認の訴え）の二通りがあるが、いずれの方法を採るかは、法的救済を求めるものが自由に選択できるものである。

なお、審査請求により、抗告訴訟の提起が制限されるものではないため、審査請求の審理中であっても、それとは別に訴訟が提起される場合もあり得るものである。

第1号関係

- 1 本号は、審査請求が不適法である場合には、審議会が審査を行う余地がなく、諮問する意義に乏しいことから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。
- 2 「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、審査請求人に適格性がないこと、審査請求期間が経過していることなどの形式的要件の不備により、当該審査請求を却下する場合をいう。

第2号関係

本号は、裁決で、審査請求の全部を認容し、審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合には、開示請求者が審査請求人であれば、当該審査請求人の主張が満たされることになることから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。

ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合には、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することは、反対意見書を提出した者の利益を害することになるため、審議会への諮問を要することとなる。

第3号関係

本号は、裁決で、審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正をする場合には、審査請求人の主張が満たされることになることから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。

第4号関係

本号は、裁決で、審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止をする場合には、審査請求人の主張が満たされることになることから、審議会への諮問が不要であることを定めたものである。

第2項関係

【趣旨】

本項は、実施機関は、審議会に対し諮問をした場合には、審議会に諮問をした旨を審査請求人等の関係者に通知しなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

通知すべき相手方の範囲は、審査請求手続に既に関与している審査請求人及び参加人のほか、参加人となり得ることが明らかな利害関係者（開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者及び反対意見書を提出している第三者）である。

第1号関係

本号は、審査請求人及び参加人が審議会に対する口頭による意見陳述の求めの機会等を行行使えるよう、審議会における調査審議の手続が始まったことを知らせることを目的とするものである。

「審査請求人」とは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求をした者をいう。

また、「参加人」とは、審査請求人以外の者であって審査請求に係る開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為につき利害関係を有するものと認められる者で、議会の許可を得て又は議会の求めに応じて審査請求に参加する者をいう。

第2号関係

本号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

第3号関係

本号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに関し利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

議会が、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することを把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当である。

第47条（奈良県個人情報保護審議会の調査権限）

第47条 議長が前条第1項の規定により奈良県個人情報保護審議会に諮問したときは、この章に定めるもののほか、当該諮問に係る審査請求の調査審議に必要な事項については、施行条例第9条から第13条までの規定を適用する。この場合において、施行条例第9条第1項中「前条第1項第1号」とあるのは「前条第1項第3号」と、「実施機関」とあるのは「議会」と、同条第3項中「前条第1項第1号」とあるのは「前条第1項第3号」と、第10条中「閲覧させることができる」とあるのは「閲覧させ、次条第1項に規定する審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をさせ、又は当該審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる」と、第13条中「第8条第1項第1号」とあるのは「第8条第1項第3号」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する施行条例第9条第1項及び第3項に定めるもののほか、前条第1項の諮問を受けた奈良県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、施行条例第11条第1項に規定する審査請求人等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審議会が適切な判断を行えるようにするため、審査請求人、参加人、諮問実施機関に対し、必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めた施行条例第9条から第13条までの規定を適用するため、所要の読み替えを行うものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、議会から個人情報保護審議会に諮問した場合、施行条例第9条から第13条までの規定を適用するため、必要となる読み替えを定めたものである。
- 2 施行条例第9条第1項は、いわゆるインカメラ審理手続（相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続）を定めたものである。

審議会において、諮問実施機関の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等の判断が適法、妥当かどうか等について迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審議会の委員が当該決定等に係る保有個人情報記録されている行政文書を実際に見分けることが有効であることから、審議会が当該決定等に係る保有個人情報記録されている行政文書についてインカメラ審理を行うことができることとしている。

- 3 施行条例第9条第2項は、諮問実施機関である議会は、審議会が「必要であると認めるとき」には、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書の提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。
- 4 施行条例第9条第3項は、審議会が諮問実施機関である議会に対して一定の方式により分類または整理した資料を作成し、提出するよう求めることができることを定めたものである。

なお、本項は、同条第1項と異なり、不開示情報を記録した資料の提出を求めることができる権限を審議会に与えるものではない。
- 5 施行条例第10条は、審議会の指名する委員に、保有個人情報を閲覧させることができることを定めたものである。

なお、委員による調査手続について、議会からの諮問においては、「閲覧させることができる」とあるのを「閲覧させ、次条第1項に規定する審査請求人等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をさせ、又は当該審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる」と読み替えることを規定している。
- 6 施行条例第11条は、審査請求人等に対して、審議会に提出された資料又は主張書面の写しを送付することを定めたものである。

なお、このほかに、行政不服審査法第78条において、これらの提出資料の閲覧、交付について規定している。
- 7 施行条例第12条は、審査請求人又は参加人は、審議会に対し、審議会に提出された主張書面等の写しの交付を求めた際に、その交付を受けるときの手数料及び当該手数料の減免について定めたものである。
- 8 施行条例第13条は、審議会の諮問に係る調査審議の手続を非公開とすることを定めたものである。

第2項関係

- 1 本項は、議会から諮問を受けた奈良県個人情報保護審議会は、審査請求人等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができることを定めたものである。

第48条（意見の陳述）

第48条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の口頭による意見陳述について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

- 1 本項は、審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは口頭で意見を述べる機会を与えなければならないことを定めたものである。
- 2 審議会の調査審議は、その取り扱う事案の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審議会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるようにするため、審査請求人等が審議会に対して口頭意見陳述を求めることができることを規定したもので、行政不服審査法第31条第1項と同様の趣旨によるものである。
本項では、行政不服審査法第31条と異なり、審査請求人・参加人のみならず、諮問実施機関にも意見陳述の機会を与えることとしている。
- 3 「審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。」とは、審議会は、申立てがあったときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、審査請求人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事案の迅速な解決と審議会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて審査請求人等の意見を聴く必要はないとする趣旨である。
- 4 本項の規定は、行政不服審査法第31条第1項の規定による口頭意見陳述とは別に、審査請求人等に対し、審議会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

第2項関係

- 1 本項は、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人と出頭することがで

きることを定めたものである。

- 2 「補佐人」とは、行政不服審査法第 31 条第 3 項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができる。
- 3 「審議会の許可」については、審議会が、審理の進行上必要と認めた場合には、許可されることになる。
- 4 なお、諮問実施機関については、そもそも、口頭意見陳述その他の行為を当該実施機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

第49条（意見書等の提出）

第49条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等の審議会に対する意見書又は資料の提出権を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 本条は、適正な判断を行うための資料が審議会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第32条に相当する。
なお、行政不服審査法第30条第1項の反論書及び同条第2項の意見書は、審査庁に対して提出されるものであり、ここでいう意見書には該当しない。また、審査請求人及び参加人においては、本条の規定による意見書又は資料とは別に、行政不服審査法第32条の規定により、審査庁に対して意見書又は資料を提出することもできるものである。
- 2 意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審議会が意見書等の提出期限を定めたときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審議会は、その受け取りを拒否することができる。
- 3 「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

第50条（提出資料の閲覧等）

第50条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等が十分な主張立証をすることができるようにするための規定であるので、閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなければならないこととしている。

【解釈・運用】

- 1 本項の対象となる「意見書又は資料」とは、条例第47条第1項の規定により審議会が諮問実施機関に作成及び提出を求めた「資料」、審議会が審査請求人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び条例第49条の規定により審査請求人等が提出した「意見書又は資料」である。
- 2 仮に開示決定等に係る個人情報記録されている行政文書が提出されていても、当該行政文書はその開示の是非が争われているのであり、審議会の調査審議手続において当該行政文書の閲覧を求めることは当然できない。
- 3 本項の閲覧請求権は、審議会の調査審議手続における主張立証の便宜のために認められているものであるから、審議会の答申後は、閲覧を求めることはできない。
- 4 本条は、審査請求人等から閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなければならないこととしている。

しかしながら、閲覧に供することにより、「第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるとき」は、審議会は、閲覧請求を拒否できる。

「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御権の行使とは認められない場合などが考えられる。また、本条に基づく閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終結した段階で意見陳述や意見書の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審議会全体の業務運営に支障をきたし、他の事案にも影響を及ぼすおそれがあることから、このような場合も「正当な理由があるとき」に当たると考えられる。

第51条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第51条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定に対する当該第三者からの審査請求を却下し、若しくは棄却する場合又は開示決定等を変更して当該個人情報を開示する場合に、当該第三者に訴訟提起の機会を確保するために定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 開示決定の取消しを求めて、第三者が審査請求をした場合において、当該審査請求を却下し、又は棄却するときには、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保する必要がある。（第1号）

また、開示決定等が開示請求者によって争われた場合において、裁決で当該開示決定等を変更し、個人情報を開示することとするときにも、第三者に、開示の実施前に、当該裁決を争う機会を保障する必要がある。（第2号）

このため、これらの場合には、審査請求に対する裁決の日と開示の実施の日との間に2週間以上を置かなければならないこととし、第三者が訴訟を提起する機会を確保することとしたものである。

- 2 「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る」（第2号）とは、本条の規定に基づき第28条第3項の規定を準用する場合は、開示決定等に対する審査請求において第三者が参加人となり、開示に反対の意思を表示している場合に限定することを明らかにしたものである。

- 3 本条第2号は、開示決定等が裁決により変更された場合の規定であり、開示決定等が裁決により取り消された結果、実施機関が行う開示決定については、第22条第3項の規定が直接適用されることとなる。

第52条（答申の尊重義務）

第52条 議長は、第46条第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求は、議会に対して行われることになるので、特定の場合を除き、公平かつ客観的な判断を担保するために、第三者で構成する審議会に諮問し、その答申を尊重して、裁決を行うという独自の救済手続を定めたものである。

【解釈・運用】

「これを尊重して」とは、審議会は、施行条例第8条の規定により知事の附属機関として設置するものであり、その性格上決定権を有せず、判断内容には法的拘束力が生じないものであるが、この審議会は、第三者性を有する「救済機関」として機能することを目的としていることから、議会は、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行わなければならないという意味である。

第5章 雑則

第53条（適用除外）

第53条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

2 議会図書室において一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、前章及び第6章の規定は適用しない。

3 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、前章の規定は適用しない。

【趣旨】

本条は、第4章等の規定を適用しない保有個人情報について定めたものである。

【解釈・運用】

第1項関係

1 本項は、分類・整理が未了であり、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるために検索することが著しく困難である保有個人情報については、条例第4章（第4節を除く）の規定の適用はされないことを定めたものである。

2 これらの保有個人情報はいずれ分類・整理されることが予定されているものであり、分類・整理された段階で条例第4章の規定が適用される。また、本項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する審査請求があった場合は、条例第4章第4節の規定が適用され、審議会に諮問することとなる。

第2項関係

1 本項は、議会図書室において、一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、奈良県議会図書室規程に基づいて閲覧等が行われることから、第4章及び第6章の規定を適用しないこととしたものである。

2 「一般の利用に供することを目的として保有している個人情報」とは、上記の施設において専ら一般の閲覧等に供するために管理している図書、刊行物、資料等に記録されている個人情報をいう。

したがって、上記の施設が保有している個人情報であっても、行政事務のために作成し、又は取得したものであって、一般の閲覧等に供することを目的としていないものについては、第4章及び第6章の規定が適用されることとなる。

第3項関係

- 1 本項は、刑事訴訟に関する書類等に記録されている個人情報については、開示、訂正及び利用停止の取扱いが当該制度内で体系的に整備されており、当該制度にゆだねることが適当であることから、第4章の規定を適用しないこととしたものである。

第54条（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第54条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるように、適切な措置を講じなければならないことについて定めたものである。

【解釈・運用】

開示請求においては、開示請求者は開示請求書に「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされているが、本人にとって自己に関する情報が議会でどのように記録されているかを知ることは容易ではない。

このように、本人が開示請求その他の権利を行使するに当たり、必要な情報を自力で入手することが困難な場合においては、議会は、容易かつ的確に条例第19条第1項に規定する請求権を行使することができるように適切な措置を講ずる必要がある。

「開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」としては、個人情報窓口等での請求に係る手続等の教示等がある。

第55条（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第55条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、議会における個人情報の取扱いに関する各種の苦情について、議長が、その適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈・運用】

「議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情」には、個人情報の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。

また、議会にとっても、県民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、議会における個人情報の取扱いに関する県民からの信頼を確保するために重要である。

このような苦情の多くは、議会における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、議会の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要であり、議長が苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものである。

第56条（施行の状況の公表）

第56条 議長は、別に定めるところにより、毎年一回、議会における個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣 旨】

本条は、個人情報保護制度の実施状況を的確に把握して今後の適正な運用を図るとともに、県民等にこれを周知して制度の適正な利用を促すことにより、制度全体の健全な発展を推進するため、実施状況の公表を議長の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 議長は、毎年度初めに、議会の前年度の実施状況を取りまとめ、その内容を公表するものとする。
- 2 公表する事項は、次の事項とする。
 - (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数
 - (2) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する決定状況
 - (3) 審査請求の件数及び裁決状況
 - (4) その他必要な事項

第57条（委任）

第57条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【趣 旨】

本条は、この条例の規定の施行に関し必要な事項については、議長が定めることとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「議長が定める」とは、議長が個人情報保護条例施行規程や事務取扱要綱等により定めることをいう。
- 2 この条例の施行に際し必要な事項の定めは、できる限り国や県の個人情報保護制度との整合性が保持されることが望ましいことから、相互間で十分に連絡調整し、整合性が図られるよう努めるものとする。

第6章 罰則

第58条

第58条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、議会の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供することを処罰することとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 個人の秘密を含む個人情報の保有は、議会による適正な業務の遂行、個人に対する的確な行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、議会における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、県民の議会における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。このため、本条は、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した（電子計算機処理可能な形で個人の秘密を漏らした）者に対して、一般的な守秘義務違反の罪（地方公務員法第60条等）に加重して罰則を科すものである。
- 2 「職員であった者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とするのは、在職又は従事中に取得した個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルの要保護性は、職を辞め、あるいは事務に従事しなくなった場合においても変わりがないからである。
- 3 本条の罪は、「正当な理由がないのに」個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。
「正当な理由がある場合」としては、例えば、次のものが考えられる。
 - (1) 収集の目的を達成するために必要な範囲内で提供する場合

(2) 第12条第2項各号に該当する場合

4 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいう。

5 「個人情報ファイル」とは、行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように一定の基準に基づいて個人情報が集められたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をいう。

電子計算機処理されたものを対象としたのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

6 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、個人情報ファイルの記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。

個人情報ファイルを職員等が勝手に複製又は加工したものは、議会が組織的に保有しているものではないことから、この条例で定義する個人情報ファイルに該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複製することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したものの、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

7 本条にいう「提供」とは、個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあり得る。

8 本条の罪の典型例としては、実施機関の職員が、個人の秘密が記録されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複製して、不正に譲渡した場合が考えられる。

第59条

第59条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報をも自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、議会の職員等が、行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰することとしたものである。

【解釈・運用】

1 議会において保有されている個人情報は、行政の遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては議会における個人情報の取扱いに対する県民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、個人情報を自己又は第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。

2 「業務」とは、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。
行政文書に記録されている個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問わない。

3 本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず行政文書に記録されている個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定したものである。

本条にいう「提供」とは、行政文書に記録されている個人情報を第三者が利用できる状態に置く行為をいう。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、行政文書に記録されている個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

4 本条の罪の典型例としては、議会の職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

第60条

第60条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、議会の職員がその職権を濫用し、専ら職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰することとしたものである。

【解釈・運用】

- 1 議会による個人情報の収集は、個人情報行政の遂行に利用されることに対する県民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ県民からの信頼が前提となっている。しかるに、議会の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報を収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、県民の信頼を損ない、ひいては行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、本条は、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。
- 2 本条は、職権の濫用を要件としていることから、議会から委託を受けた事務の従事者や指定管理者が行う公の施設の管理業務の従事者等を対象としていない。
- 3 「職権」とは、議会の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」とは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。
- 4 本条にいう「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複製して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない（その後、不正な目的での提供等があれば、第58条、第59条の罪が成立し得る。）。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。
- 5 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務

の用以外の用に供する目的」であることをいう。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、行政文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

6 「個人の秘密」とは、第 58 条に規定する「個人の秘密」と同義である。

7 本条の罪の典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

第61条

第61条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととしたものである。

【解釈・運用】

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。
個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、個人情報の中には、個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【趣 旨】

- 1 附則は、この条例の施行期日について定めたものである。

【解釈・運用】

附則第1項関係

- 1 本項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 この条例が全体として施行されるのは令和5年4月1日である。

